

平成 28 年度 長門市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

長門市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部(平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 307 号)」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の事業

第2期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進するため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導體制の充実を図る。また、若年層から継続した受診を習慣的なものにするため、効果的な勧奨及び受診環境の整備を図る。

(2) 糖尿病予防事業

生活習慣の改善により糖尿病の発症・重症化を予防し、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(3) 高血圧症予防事業

生活習慣病の予防のため、減塩の意識を持ち実践する人を増やすことにより、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(4) 人間ドック・歯科健康診断助成事業

被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の費用負担の軽減を目的に「長門市国民健康保険人間ドック等実施要綱」に基づく助成を実施する。

(5) 重複・頻回受診者への指導事業

同一疾病により複数の医療機関を受診している者及び同一月に医療機関に頻回に受診している者に対し、適正な受診指導や保健指導を行い、自らの健康に対する意識を強めてもらい受診の改善を図る。

(6) 普及啓発事業

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適正化に資するため、様々な機会をとらえ、普及啓発を推進する。

(6) 健康教室等の事業

地域の実情に応じ、関係部署及び関係機関・団体と連携した健康教育事業を実施する。

(7) 推進体制の整備

市町村国保は制度の性質上、加入時にすでに受療中という被保険者も多い。関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、市民の健康向上につながる保健事業に取り組む。

※(1)～(3)については、データヘルス計画の医療分析等による健康課題に基づいた対策事業として実施。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下の事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査・特定保健指導事業	<p>1. 特定健康診査</p> <p>【対象者】40歳以上75歳未満の被保険者</p> <p>【実施方法】各地区保健センター等で委託業者が行う集団健診、市内医療機関における個別健診</p> <p>【実施期間】</p> <p>① 個別健診：6月1日～11月30日</p> <p>② 集団健診：6月2日～12月4日</p> <p>【自己負担額】1,000円</p> <p>2. 特定保健指導</p> <p>【対象者】特定健康診査の結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた人</p> <p>【実施方法】直営(市職員が実施)、委託(委託医療機関)</p> <p>【実施期間】通年</p> <p>【自己負担額】無料</p> <p>3. 特定健康診査未受診者対策の取組</p> <p>①若年層の受診環境整備</p> <p>集団健診の休日健診日数の増加及び受診期間の延長等、受診環境の充実を図る。</p> <p>②勸奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者を対象に年に2回勸奨通知を送付。 ・過去に受診履歴のある未受診者・若年未受診者への電話勸奨。 <p>③周知・啓発</p> <p>窓口でティッシュ配布、ポスター掲示、市ケーブルテレビなど効果的な啓発を行う。</p> <p>④データ提供依頼</p> <p>長門商工会議所等、事業所健診結果のデータ提供を依頼。</p> <p>⑤関係機関と連携した啓発事業</p> <p>がん検診、協会けんぽ特定健診等を実施する関係部署とも連携し、市全体の健康意識の醸成を目的とした事業に取り組む。</p>
糖尿病予防事業	<p>①糖尿予防教室</p> <p>【対象者】特定健診受診者のうち40歳～69歳までのHbA1c5.6～6.4%で糖尿病の治療を受けていない者</p> <p>【定員】1コース20人(1コースを2教室開催)</p> <p>【実施方法】特定健診結果から対象者を選定し、糖尿病予防教室の開催(1コース全4回を2教室開催)</p>

	<p>【実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目：8～10月 ・2回目：1～3月 <p>【実施場所】長門市保健センター他</p> <p>【自己負担金】無料</p> <p>②特定健診結果に基づく保健指導・受診勧奨</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導：HbA1cが6.0以上6.5未満で血圧・脂質のいずれかが要指導域の者(全て服薬無し) ・受診勧奨：HbA1cが受診勧奨判定値の者(全て服薬無し) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導：特定健診結果送付後、随時、結果説明会の際に、保健師にて面接・指導。 ・受診勧奨：特定健診結果送付後、電話・訪問にて指導・受診勧奨 <p>【実施期間】通年</p> <p>【自己負担金】無料</p>
高血圧症予防事業	<p>【対象者】一般市民・特定健診受診者のうち血圧収縮期160mmHg以上または拡張期100mmHg以上の者</p> <p>【実施方法】一般市民を対象に減塩相談会(年4回)、健康相談(年4回)、出前講座(随時)、健康教室(年1回)を開催し、血圧値が受診勧奨対象者については、訪問・面接・電話等による保健指導・受診勧奨を実施。</p> <p>【実施期間】通年</p> <p>【自己負担金】無料</p>
人間ドック・歯科健康診断助成事業	<p>①人間ドック</p> <p>【対象者】30歳以上40歳未満の被保険者、4月2日以降に長門市国保に加入した40歳以上の被保険者</p> <p>【定員】30人(先着順)</p> <p>【実施期間】6月～12月</p> <p>【助成額】検査費用の85%。30歳、35歳は全額助成。</p> <p>【受診方法】保険課へ申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。</p> <p>②歯科健康診断</p> <p>【対象者】30歳以上の被保険者</p> <p>【定員】20人(先着順)</p> <p>【実施期間】6月～12月</p> <p>【助成額】検査費用の85%。30歳以上5歳ごとの節目年齢(30歳、35歳・・・70歳)は無料</p> <p>【受診方法】保険課へ申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。</p>

<p>重複・頻回受診者への指導事業</p>	<p>【対象者】</p> <p>①重複受診者:同一疾病で複数の医療機関に受診している者</p> <p>②頻回受診者:一月に医療機関で頻回に受診している者</p> <p>【実施方法】山口県国保連合会より抽出されたリストを活用し、対象者には訪問・電話等により適正な受診指導や保健指導を行う。</p> <p>【実施期間】12月～3月</p>
<p>普及啓発事業</p>	<p>①医療費通知の送付</p> <p>2カ月に1回、受診実態を確認してもらうことで適正な受診を促す。</p> <p>②ジェネリック医薬品啓発事業</p> <p>安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品を普及させることで、医療費の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証送付時にジェネリックシールを同封する。 ・6月に全世帯へパンフレットを配布する。 ・ジェネリック医薬品に変更することにより医療費減少が見込まれる被保険者に対して差額通知書を年4回送付する。 <p>③柔道整復療養費適正化事業</p> <p>柔道整復受診の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2カ月に1回送付する医療費通知で柔道整復療養費も併せて記載し、受診状況を確認してもらう。 ・適正な受診をするようパンフレット等で被保険者へ呼びかける。 <p>④エイズ広報・啓発事業</p> <p>エイズ知識の啓発を図るため、新成人を対象にパンフレットを配布する。</p> <p>⑤国保制度周知・啓発事業</p> <p>医療制度の改正など市民に周知する必要がある事項が発生した場合、パンフレット等を作成し、速やかに周知を行う。</p>
<p>健康教室等の事業</p>	<p>水中ウォーキング教室</p> <p>【目的】運動できる環境のもと適切な運動指導を行うことにより、自身の健康づくりや介護予防に役立て、健康管理ができるよう支援する。</p> <p>【対象者】長門市在住の40歳以上(医師から水中運動を禁止されていない者)</p> <p>【定員】各部30人(先着順)</p> <p>【実施期間】昼の部 6/29～9/21 毎週水曜日 (全12回) 夜の部 6/30～9/15 毎週木曜日 (全12回)</p> <p>【実施方法】健康づくり、介護予防の観点から通所による水中運動を主とした包括的なトレーニングを実施。</p> <p>【自己負担額】1回350円</p>

*年齢はすべて年度内到達年齢とする

4 推進体制

